

避難行動要支援者名簿への登録を受付

災害時の避難に支援が必要な方は区に届出を

区では、昨年度から災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。今年度は7月1日を基準日として対象となる方を抽出し、名簿を更新します。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方からの届出を受け付けます。東日本大震災等により江東区に居住している方など、住民票が

江東区では区内8か所に「長寿サポートセンター」、13か所にその窓口の「長寿サポート」を設置し、ご相談をお受けしています。長寿サポートセンターには介護、保健、福祉の専門職が配置され、高齢者関係の総合

相談、権利擁護、認知症相談、介護予防プログラムのご案内、福祉・介護の各種制度の受付とサポートなどを行っています。長寿サポートはセンターの窓口としての機能のほか、介護保険・各種福祉サービス利用の受

※支援の必要がなくなった場合には区へご連絡ください。取っ手をお送りします。

長寿サポートセンター・長寿サポートのご活用を

高齢者の生活に関する相談に対応

区で名簿登録の対象としている方
①75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方だけの世帯
②介護保険制度の要介護3～5に該当する方※特別養護老人ホームに入所している方は除く
③身体障害者手帳の肢体不自由(各個別等級)1・2級、視覚および聴覚障害の1・2級に該当する方
④愛の手帳の1・2度に該当する方
⑤右記①～④に該当していない方も行っています。

来所困難な場合は、相談員がご自宅まで出向いて相談にあたりますのでお電話ください。

場 左表のとおり「相談時間」月曜～土曜の午前9時～午後7時(祝日・年末年始除く)

間 高齢者支援課地域福祉係 (3647)9468 (3647)9247 FAX(3647)9247

愛称	所在地・電話番号	担当地区
白河☆	白河3-4-3-201 ☎5646-1541	常盤、新大橋、森下1・2、三好、白河、高橋および下記エリア
	海辺12-13 ☎3645-6761	扇橋、石島、千田、海辺、千石
冬木☆	住吉1-17-11 ☎3635-0646	森下3～5、猿江、住吉、毛利
	冬木16-7 ☎5639-9121	清澄、平野、佐賀、福住、深川、冬木、富岡および下記エリア
東陽☆	古石場2-14-1-101 ☎3641-2801	永代、門前仲町、牡丹、古石場、越中島
	東陽6-2-17 ☎5665-4547	木場2～5、東陽4～7、南砂2丁目1番1～5号・5～7番および下記エリア
東陽☆	東陽南2-1-2 ☎5690-2800	木場1・6、東陽1～3、新砂1丁目1番
	塩浜2-7-2 ☎5617-6213	塩浜、枝川2・3、辰巳2・3、潮見
豊洲☆※1	東雲4-1-1-802 ☎5859-0566	下記エリア
	東雲2-2-29 ☎3527-7263	豊洲、東雲、有明、青海
亀戸☆	枝川1-8-15-101 ☎5634-0158	枝川1、辰巳1
	亀戸6-16-7 ☎5627-2525	亀戸1・6～9および下記エリア
大島☆	大島4-21-13 ☎5626-0671	亀戸2～5
	大島6-14-4-103 ☎5628-0541	大島5・6および下記エリア
南砂☆	大島4-1-37 ☎3636-9857	大島1～4
	大島9-6-16 ☎5836-5301	大島7～9
東砂☆※2	南砂2-3-5-102 ☎3640-9851	南砂1・2(1番1～5号、5～7番を除く)、南砂5および下記エリア
	北砂2-1-16 ☎3615-4860	北砂1～4
東砂☆※2	新砂3-3-37 ☎5653-1735	東砂8、南砂3・4・6・7、新砂(1丁目1番を除く)、新木場、夢の島、若洲
	東砂4-20-15 ☎5857-8243	北砂7、東砂3～7および下記エリア
東砂☆※2	北砂6-20-30 ☎5606-1744	北砂5・6、東砂1・2
	北砂東	

※1 9月に豊洲シビックセンター(豊洲2-2-18)に移転します
※2 5月末までに東砂4-16-12に移転予定です

高校・大学進学を支援

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

収入が一定基準以下であること(下表参照)
○預貯金等資産の保有額が60万円以下であること
○土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる住宅・土地については除く)
○貸付対象者および養育している子どもがともに都内に1年以上居住していること
○生活保護世帯でないこと
○本資金の連帯保証人になっていないこと

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

国民年金保険料の学生納付特例

平成27年度の申請受付を開始

学生納付特例とは、収入が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、申請をして承認されると、一定期間納付が猶予される制度です。対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等です(海外大学の日本分校は一部を除く対象外)。対象期間は、申請月の2年1か月前の月分から平成28年3月分まで、年度ごとの申請が必要です。

学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。○老齢基礎年金の受給資格期間となりますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

○他の公的資金の返済を滞納していないこと
○同一世帯でない20歳以上の連帯保証人1人が確保できること(収入要件あり)

○収入が一定基準以下であること(下表参照)
○預貯金等資産の保有額が60万円以下であること
○土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる住宅・土地については除く)
○貸付対象者および養育している子どもがともに都内に1年以上居住していること
○生活保護世帯でないこと
○本資金の連帯保証人になっていないこと

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

高校・大学進学を支援

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

収入が一定基準以下であること(下表参照)
○預貯金等資産の保有額が60万円以下であること
○土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる住宅・土地については除く)
○貸付対象者および養育している子どもがともに都内に1年以上居住していること
○生活保護世帯でないこと
○本資金の連帯保証人になっていないこと

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

国民年金保険料の学生納付特例

平成27年度の申請受付を開始

学生納付特例とは、収入が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、申請をして承認されると、一定期間納付が猶予される制度です。対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等です(海外大学の日本分校は一部を除く対象外)。対象期間は、申請月の2年1か月前の月分から平成28年3月分まで、年度ごとの申請が必要です。

学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。○老齢基礎年金の受給資格期間となりますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

○他の公的資金の返済を滞納していないこと
○同一世帯でない20歳以上の連帯保証人1人が確保できること(収入要件あり)

○収入が一定基準以下であること(下表参照)
○預貯金等資産の保有額が60万円以下であること
○土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる住宅・土地については除く)
○貸付対象者および養育している子どもがともに都内に1年以上居住していること
○生活保護世帯でないこと
○本資金の連帯保証人になっていないこと

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安

収入の目安